

新入会員の皆様へ



公益社団法人 宇多津町シルバー人材センター

〒769-0223 香川県綾歌郡宇多津町 2344 番地 1
TEL.0877-49-2510 FAX.0877-56-7128

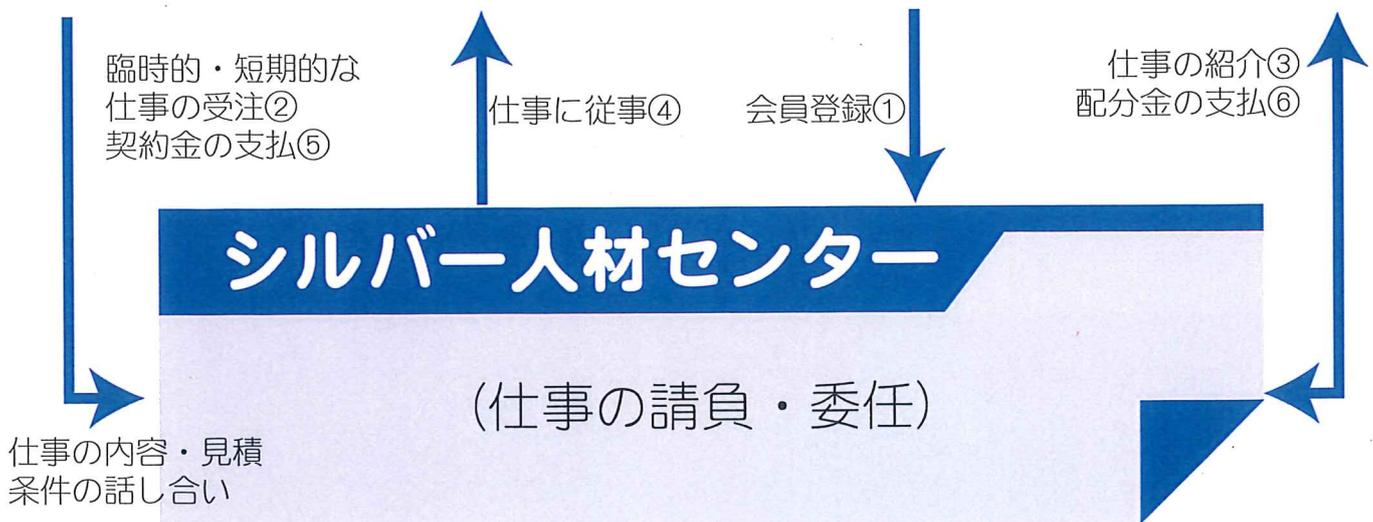
シルバー人材センターのしくみ

発注者

仕事を出す方々
(事業所・家庭・
公共団体など)

会員

おおむね60歳以上の
健康で働く意欲の
ある人



会員の種類

正会員

センターの目的に賛同し、宇多津町に居住する方で、おおむね60歳以上の健康な方

特別会員

センターに功労があった者又は学識経験者で、理事会の承認を得た者

賛助会員

センターの目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で、理事会の承認を得た者

シルバー人材センターで実施している仕事の一例

屋内外の一般作業

公園清掃、除草、草刈り、事業所内の清掃等

技能を必要とする分野

植木剪定、大工仕事、襖・障子張り、和洋裁

管理分野

施設管理、駐車（駐輪）場管理



事務分野

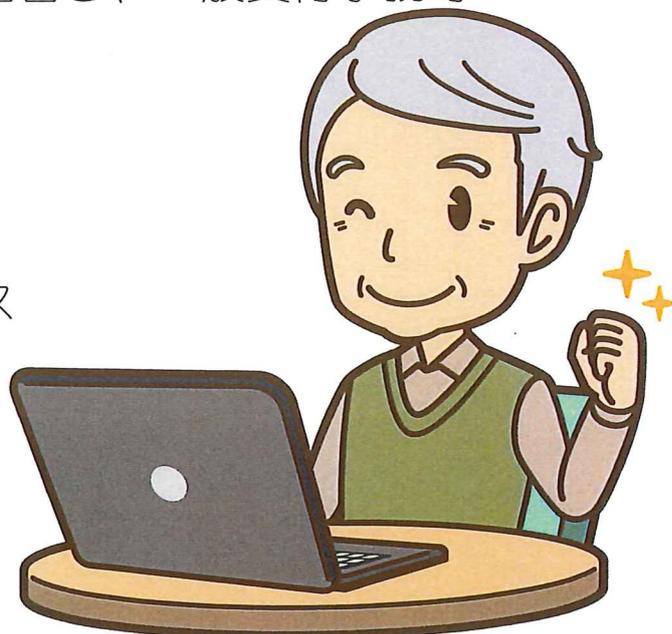
毛筆筆耕、あて名書き、一般受付事務等

サービス分野

家事援助サービス

折衝外交

広報等の配布



仕事のお知らせ

会員になられた皆さんには、いろいろな仕事
が電話で連絡されます。

また、登録した希望職種以外でも、就業可能
な仕事があれば申し出てください。

仕事の選択

(仕事を選ぶのは自由です)

会員は、連絡されたもののなかから希望にあ
うものを選択してください。仕事を選ぶまでは
皆さんの自由ですが、いったん仕事を選ばれれ
ば、それはシルバー人材センターの信託を受
けたこととなりますので、その自覚と責任を要
請されます。

特に次のことに注意してください。

- (1) 連絡なしに休まない
- (2) 約束を守る
- (3) 自分だけの判断で仕事をしない



働いたお金

(働いた仕事量に応じて事務
局から配分金を支払します。)

配分金の支払。

毎月、月末までの分を取りまとめて、原則的
に翌月16日(土・日曜、金融機関の休日の時は
前日)までに支払います。



会員の得る収入に対する税金

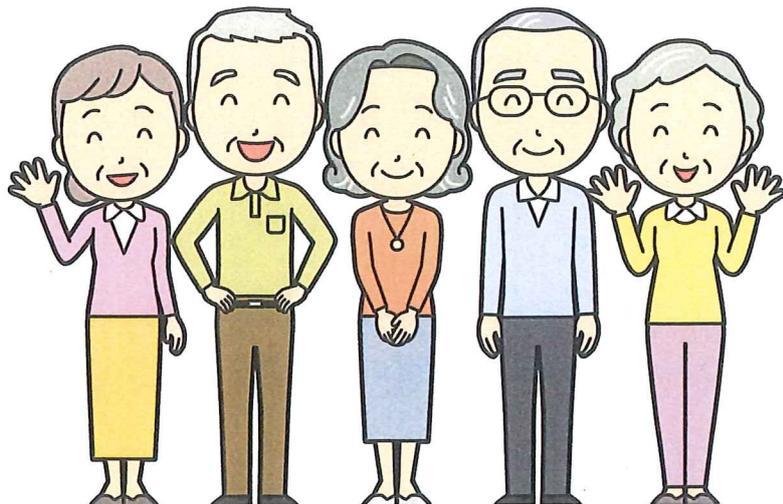
会員の皆さんとセンターとの間に、雇用関係はありませんので、給与所得とはなりません。

会員の皆さんがセンターから提供された仕事を行うことによって得た所得は、通常雑所得として取り扱われますので、納税にあたっては、それぞれ会員が申告納付することになります。

なお、詳細については事務局等へ問い合わせてください。

会 費

皆さんが入会される際、年額会費（1,000円）が必要です。これは、この法人が皆さんの会費によって運営されていることを原則にしているからです。この原則によって、シルバー人材センターは公益社団法人という、一般には認められない法人格（公益法人）を取得することが許されています。しかも、この会費は、社会一般の利益に資する事が原則になっていますので「仕事をしていないから払わない。」という事にはなりません。したがって、会費は仕事の手数料ではありません。また、納入した会費は返還しません。尚、会費を1年以上納入しないときは、退会したものとみなしますのでご注意ください。



センターの仕事で万一ケガ（事故）にあった場合

①医者の治療を受けてください。

この場合、各自の健康保険証を使っていただくこととなります。

（シルバー人材センターは、労災適用を認められていない事業です。）

②ケガ（事故）の状態・様子などをセンターへ報告してください。

自ら報告できないときは、そばにいる人に依頼し、必ず一報してください。

会員傷害保険のあらまし

シルバー人材センター会員傷害保険（民間保険）は、センターがまとめて契約しており、保険料もセンターで負担しております。

保険の手続きは、センターで行います。

尚、万一事故が発生したら速やかにセンターへ報告してください。

《保険がきく場合》

①センターが受けた仕事を会員が行っているとき及び仕事先との往復時（通常の経路）のケガ

②仕事に関する知識・技能の習得を目的とした講習会等にセンターの指示で参加中及びその往復時のケガ

③センターの総会に出席中及び会場との往復時のケガ

- ④センターの指示により、仕事の見積、打ち合わせ、資材等の準備
 ・運搬のため目的地で工作中及びその往復時のケガ
 ※往復時のケガは通常の経路における場合に対象となります。

《保険がきかない場合》

- ①自宅作業中の傷害
- ②故意の事故
- ③犯罪行為又は闘争行為での傷害
- ④会員の脳疾患、疾病又は心神喪失
- ⑤天災
- ⑥むちうち症又は、腰痛等で他覚症状のないもの
- ⑦その他



シルバー人材センターの会員傷害保険について

保険の種類	給付内容	
死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡の時	1,000万円
入院保険金	事故の日から180日を限度に1日につき	3,000円
通院保険金	事故の日から90日を限度に1日につき	2,000円

就業上の注意事項

- ・センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- ・やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前に事務局へ届け出ること。
- ・仕事上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、絶対に他にもらさないこと。
- ・就業にあたっては、安全衛生確保に万全の注意をはらい、災害防止に努めること。
- ・仕事の遂行について会員相互に助け合い協力すること。
- ・常に明るい雰囲気のもと就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- ・センターの気品を失うような、言葉、態度、行為はつつしむこと。
- ・会員は、発注者と受注または作業条件等につき、直接交渉の当事者とならないこと。
- ・就業中（仕事場への途上等も含む）万一事故が発生した場合は、事故後遅滞なくその内容等を事務局に届けて指示に従うこと。
- ・1カ月の就業時間はおおむね80時間とする。

作業安全心得

- ・作業は安全第一を心がけましょう。
- ・道具類は使用する前に必ず点検しましょう。
- ・服装・履物は作業に合った動きやすいものにしましょう。
- ・作業現場は常に整理整頓を心がけましょう。
- ・重いものは腰を落とし背筋を伸ばして持ち上げましょう。
- ・高所作業では必ず命綱・安全帽を着用しましょう。
- ・共同作業では合図・連絡を正確に行いましょう。
- ・帰宅するまでは仕事のうち。交通事故に気を付けましょう。
- ・健康には常に注意し健康診断は進んで受けましょう。
- ・仕事の前日は十分に睡眠をとりましょう。

